

資金決済に関する法律に基づく利用終了 および 払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、神戸地下街株式会社発行の「さんちかギフト券」につきましては、2026年2月28日(土)をもちましてご利用を終了させていただきます。資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。未使用の「さんちかギフト券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻しの期間内に申請いただきますようお願い申し上げます。

■ご利用終了および払戻しの対象となる商品券

さんちかギフト券

※右記画像と異なるデザインのさんちかギフト券をお持ちの方は、事務局にお問い合わせください。



(現行デザイン)

■ご利用終了日

2026年2月28日(土)まで

■払戻しの申請期間

2026年4月1日(水)～2026年7月31日(金)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除外されますのでご注意願います。

■払戻し申請書の入手方法

「払戻し申請書」は、以下のいずれかにてご入手いただけます。

- ◎ 神戸地下街株式会社 さんちかギフト券払戻し係 (以下：事務局)
- ◎ さんちかインフォメーション
- ◎ 「神戸地下街株式会社」または「さんちか」の公式ホームページからダウンロード

■払戻し申請の方法

【ご提出いただくもの】…①

- 必要事項記入済みの「払戻し申請書」
- さんちかギフト券

【現金でのご返金を希望される場合】

1. 上記①をご準備いただき、事務局までお越しください。(窓口時間：10:00～12:00 / 13:00～16:00 ※土・日・祝日は除く)
2. 受付後、現金にて返金させていただきます。
※払戻し金額が高額な場合、または混雑時は後日お振込になる場合があります。

【口座振込を希望される場合】

1. あらかじめ事務局までメールまたはお電話にて、ご連絡をお願いします。
(窓口時間：10:00～12:00 / 13:00～16:00 ※土・日・祝日は除く)
2. 事務局確認後、上記①を**レターパックにて右記住所へご送付下さい。**
※払戻し申請期間の最終日の消印まで有効となります。
※レターパックでの送付にご協力をお願いします。(お客様にて追跡可能な為)
3. 事務局にてレターパック受領後、払戻し申請書およびさんちかギフト券を確認の上、ご指定の金融機関口座へお振込いたします。
4. ご注意
 - ・ 振込手数料は事務局が負担します。
 - ・ レターパック代は、払戻し額に加算しご返金いたします。
 - ・ お振込みまでに1ヶ月程度お時間をいただきます。申し込みが集中した場合は、それ以上のお時間を要する場合がございます。
 - ・ 郵送中の事故につきましては、事務局では責任を負いかねます。

〒650-0021
神戸市中央区三宮町1丁目10番1号
神戸交通センタービル8F
神戸地下街株式会社
さんちかギフト券払戻し係 宛

■注意事項

- 払戻し申請書とさんちかギフト券の金額に相違がある場合はご連絡いたします。
- お預かりする個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。
- ご提出いただく申請書の控えをとり、大切に保管願います。
- 以下の商品券は払戻し対象外です。
 - ・ 使用済み、偽造・変造されたもの
 - ・ 著しく汚損・破損しているもの(券番号が読めない、1/3以上が欠損している等)

お問い合わせ先

神戸地下街株式会社 さんちかギフト券払戻し係

〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目10番1号 神戸交通センタービル8F

電話:078-391-4160 メール:gift-ken@kobe-chikagai.co.jp <https://www.kobe-chikagai.co.jp>